

介 保 発 第 6 1 8 号
令和4年（2022年）8月18日

福祉用具貸与事業者 管理者 様
居宅介護支援事業所 管理者 様
地域包括支援センター 管理者 様

熊本市介護保険課長 青山 和人

福祉用具情報システム（TAIS）に「貸与」表示がないものの取扱いの例外について（通知）

平素より、本市の介護保険行政の推進に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

福祉用具情報システム（TAIS）に「貸与」表示がないものの取扱いについては、事前承認を受けたうえで保険給付の対象としているところですが、下記の対象商品については、「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」（平成11年3月31日厚生省告示第93号）等の関係法令等に照らし、保険給付の対象と認められることから、事前の承認を受けることなく保険給付の対象としますので、お知らせします。

なお、この取り扱いには保険者によって異なる場合がありますので、他市町村の判断につきましては、当該市町村担当課にご確認ください。

記

1 対象商品

- (1) 認知症老人徘徊探知機「iTSUMO」（TAISコード：01660-000002）
- (2) 認知症老人徘徊探知機「iTSUMO2」（TAISコード：01660-000005）

2 例外の取扱いについて

令和4年9月1日以降に使用開始するものから適用。

事前承認を不要とし、一律保険給付対象として認める。（要支援1、要支援2、要介護1の軽度者については、「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付」の要件に該当する場合に限る。）

※ 上記対象商品以外で、福祉用具情報システム（TAIS）に「貸与」表示がないものについては、従来通り原則保険給付の対象外となりますので、ご注意ください。